

第3節

歯科保健医療対策

1 歯科保健対策

【現状と課題】

幼児のむし歯有病者率は年々低下しているものの、依然として全国平均より大きく上回っており、児童生徒のむし歯有病者率も全国平均よりやや上回っています。そのため、妊婦や乳幼児に対する健康教育等のさらなる充実が必要となっています。

また、12歳児の1人当たりむし歯数は年々減少していますが、全国平均より若干上回っており、学校保健と連携した取り組みが重要となっています。

成人については、市町村や職場における健康診査等の取り組みが始まっていますが、全県的な広がりになっていないため、今後、予防対策全般の充実が重要な課題となっています。

要介護高齢者や障害児者が、必要に応じて保健指導や治療が受けられるように、体制整備を図っていく必要があります。

【目標】

各ライフステージに応じた歯科保健対策を行うことにより、県民が歯と口の健康を維持し、豊かな食生活と良好なコミュニケーションにより、快適で質の高い生活が生涯にわたり送れるように目指します。

【施策の方向と主な施策】

(1) 8020運動推進のための歯の健康づくりの実践

県民が自ら進んで歯の健康チェックや口腔ケアが実践できるよう、歯科保健に関する普及啓発を実施します。(県、医療関係団体)

地区毎に歯科保健対策推進協議会等を設置し、関係機関等と連携を図るとともに、地域における歯科保健体制を整備します。(県)

地域の実態を把握するため、調査及び研究を実施します。(県、医療関係団体)

歯科保健従事者の研修を実施します。(県、医療関係団体)

8020を達成するため、県民の意識の向上を図り、歯の健康管理を実践するための情報提供及び体制整備を行います。(県)

(2) 幼児のむし歯予防対策の推進

幼児の歯科健康診査後の指導のマニュアルを作成し、要注意者に対する事後指導の実施に活用します。(県、医療関係団体)

フッ化物によるむし歯予防を普及し、幼児に対する「フッ化物歯面塗布」の実施を働きかけます。(県、医療関係団体)

妊婦に対する歯科健康診査や歯科保健指導の実施を促進します。(市町村)

幼稚園や保育所における「歯の健康教室」等の開催を促進します。(幼稚園、保育所)

(3) 児童生徒のむし歯・歯周疾患の予防対策の推進

歯科保健に関する健康教育の実施と教職員に対する研修会の開催を促進します。

(県、県教育委員会、医療関係団体)

「学校保健委員会」での歯科保健に関わる活動を推進し、歯科保健関係者の連絡会の開催を促進します。(学校)

歯と口の健康診断後に行う要注意者を対象とした個別指導の実施を促進します。(学校)

(4) 成人のむし歯や歯周疾患の予防対策の推進

成人に対する歯科健康診査及び健康教育・健康相談の実施を促進します。(市町村)
「かかりつけ歯科医」等による定期的な検診や口腔ケア指導を推進します。

(医療関係団体)

(5) 要介護高齢者や障害児者の歯科保健対策の推進

要介護高齢者に対する口腔衛生指導等の体制づくりを推進します。

(市町村、介護サービス事業者)

障害児者に対する口腔ケア等、歯の健康づくりを推進します。

(県、市町村、障害児者福祉施設)

障害児者に対する歯科医療に対する歯科医師の理解と協力を求めています。

(医療関係団体)

【数値目標】

番号	指 標		現状値 (H17)	目標値 (H22)
	項 目	区 分		
1	20歯以上の自分の歯を有する人の割合の増加	75～84歳	7.69%	20%以上
	24歯以上の自分の歯を有する人の割合の増加	55～64歳	52.94%	50%以上
2	むし歯のない幼児の割合の増加	1歳6ヶ月児	95.21%	96%以上
		3歳児	55.97%	70%以上
	1人あたりのむし歯数の減少	1歳6ヶ月児	0.14歯	0.12歯以下
		3歳児	2.11歯	1.80歯以下
	フッ化物歯面塗布を受けたことのある幼児の割合の増加	3歳児	34.1%	40%以上
	間食として甘味食品を頻回摂取する幼児の割合の減少	1歳6ヶ月児	25.8%	20%以下
間食に時間を決めている幼児の割合の増加	1歳6ヶ月児	63.2%	70%以上	
3	むし歯のない児童生徒の割合の増加	小学生	20.7%	30%以上
		中学生	31.1%	30%以上
		高校生	21.6%	20%以上

3	1人あたりのむし歯数の減少	12歳児	2.18 歯	1.5 歯以下
	歯肉の経過観察及び治療を要する児童生徒の割合の減少	小中学生の平均	19.15 %	10 %以下
4	進行した歯周炎を有する人の割合の減少	35 ~ 44 歳	25.00 %	25 %以上
		45 ~ 54 歳	51.85 %	31 %以上
		55 ~ 64 歳	54.41 %	36 %以上
	毎日2回以上歯磨きする人の割合の増加		73.15 %	80 %以上
	歯間部清掃用器具を使用する人の割合の増加	30 ~ 39 歳	25.5 %	35 %以上
		40 ~ 49 歳	30.4 %	40 %以上
		50 ~ 59 歳	22.3 %	45 %以上
定期的に歯科健康診査のために歯科医療機関を受診する人の割合の増加		19.0 %	30 %以上	
5	義歯の不適合な人の割合の減少	要介護高齢者	-	35 %以下
	要介護高齢者の口腔ケアを行う介助者の割合の増加		-	65 %以上

【用語説明】

< 8020 (ハチマルニイマル) >

20 本以上の自分の歯があれば、ほとんどの食べ物を噛み砕くことができ、おいしく食べられるとされているため、80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とうということ。

1歳6か月児のむし歯有病者率

(単位:%)

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
青森県	8.3	7.3	7.4	7.4	6.8	6.0	6.2	5.2	5.2	4.8	4.4
全 国	5.4	5.0	4.6	4.5	4.1	4.0	3.7	3.4	3.2	3.1	

資料:市町村で実施している1歳6ヶ月児歯科健康診査結果

3歳児のむし歯有病者率

(単位:%)

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
青森県	60.4	58.0	57.2	56.2	50.9	50.2	49.3	48.9	46.7	44.0	44.4
全 国	43.4	41.2	40.5	37.9	35.2	33.6	32.5	31.3	29.8	28.0	

資料:市町村で実施している3歳児歯科健康診査結果

小学生のう歯被患率

(単位:%)

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
青森県	90.2	87.2	85.5	85.0	82.4	81.5	82.2	80.6	76.9	77.7	76.9
全 国	85.7	84.7	82.1	80.8	77.9	75.6	73.9	71.3	70.4	68.2	67.0

資料:学校保健統計調査

中学生のう歯被患率

(単位:%)

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
青森県	85.5	86.3	81.7	82.8	80.8	72.2	78.0	69.4	67.4	67.0	68.0
全 国	84.8	83.7	81.9	80.1	76.9	73.8	71.2	67.7	64.6	62.7	59.7

資料:学校保健統計調査

高校生のう歯被患率

(単位:%)

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
青森県	90.4	93.0	90.9	89.1	87.8	86.8	86.6	82.4	78.4	77.6	75.8
全 国	90.1	89.4	88.2	86.5	85.0	83.7	82.5	77.9	76.0	72.8	69.9

資料:学校保健統計調査

12歳児の1人当たりむし歯数

(単位:本)

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
青森県	3.6	3.7	3.1	3.1	2.9	2.8	2.7	2.4	2.3	2.2	2.2
全 国	3.5	3.3	3.1	2.9	2.7	2.7	2.5	2.1	1.9	1.8	1.7

資料:学校保健統計調査

2 歯科医療体制

【現状と課題】

本県の歯科医療体制については、歯科診療所数が年々増加していますが、全国と比較すると平成17年の人口10万対の歯科診療所数は全国を大きく下回っているとともに、地域的な偏在がみられることから、その解消が課題となっています。

また、休日、夜間における歯科診療については、限られた地域において在宅当番医制の実施等により確保されている状況であり、県内全域で歯科診療を受けられる体制が望まれています。

一般の歯科医療機関での対応が困難な障害児(者)に対する専門的かつ高度な歯科医療については、病院歯科での受け入れ確保に努める必要があります。

また、要介護者、障害(児)者に対する口腔ケアや摂食嚥下等のニーズに対応できる在宅歯科診療及び地域歯科保健活動の必要が求められていますが、家族や在宅支援関係者の歯科口腔に対する意識の問題等により、在宅歯科診療や保健活動が進展していない傾向にあります。

歯科診療所数の年次推移 (各年10月1日現在)

	青 森 県		全 国	
	実 数	人口10万対	実 数	人口10万対
平成8年	519	35.0	59,357	47.2
平成11年	550	37.3	62,484	49.3
平成14年	571	38.9	65,073	51.1
平成17年	575	40.0	66,732	52.2

資料「医療施設調査」

二次保健医療圏別の歯科診療所数 (平成17年)

二次保健医療圏	実 数	人口10万対	在宅医療サービスを行っている診療所数
津 軽 地 域	146	46.0	42
八 戸 地 域	135	38.8	26
青 森 地 域	153	44.9	27
西北五地域	52	33.5	7
上十三地域	67	35.0	13
下 北 地 域	22	26.3	2
全 県	575	40.0	117

資料「医療施設調査」

在宅歯科診療及び障害児者歯科診療の実施状況(平成19年2月1日現在)

区 分		津 軽 地 域	八 戸 地 域	青 森 地 域	西北五 地 域	上十三 地 域	下 北 地 域	計
在宅歯科診療	1 患者宅へ往診	65	50	52	11	28	5	211
	2 施設へ往診	58	29	23	13	29	3	155
障害児者 歯科診療	1 自医院で診療	70	63	83	25	33	10	284
	2 患者宅へ往診	6	7	5	3	6	2	29
	3 施設へ往診	9	7	11	4	8	1	40
有効回答施設数		143	140	126	53	66	21	549

「平成18年度青森県医療機能調査」

表示診療時間別(休日・夜間)の歯科診療所数(平成17年)

診療時間・ 二次保健医療圏	月	火	水	木	金	土			日			休日		
	18時~	18時~	18時~	18時~	18時~	午前	午後	18時~	午前	午後	18時~	午前	午後	18時~
津軽地域	87	89	73	79	85	134	59	5	3	2	2	2	2	2
八戸地域	87	84	82	68	86	122	70	8	6	6	1	3	3	1
青森地域	77	78	68	64	79	140	49	10	7	3	2	3	2	-
西北五地域	17	17	17	15	16	44	13	1	2	-	-	-	-	-
上十三地域	33	33	27	30	31	53	20	1	1	-	-	-	-	-
下北地域	2	1	2	1	2	18	1	-	-	-	-	-	-	-
全 県	303	302	269	257	299	511	212	25	19	12	5	8	7	3

資料「医療施設調査」

(参考) 当番制による休日救急歯科診療の状況

	診療時間
青森市	休日午前9時から12時
弘前市	休日午前10時から午後4時
八戸市	休日午前9時から12時

【目 標】

歯科医療体制の地域偏在の解消や診療体制の充実により、県民が歯と口の健康を維持し、豊かな食生活と良好なコミュニケーションにより、快適で質の高い生活が生涯にわたり送れるように目指します。

【施策の方向と関係する主体・主な施策】

(1) 地域における歯科医療体制の整備

へき地など郡部における歯科診療・保健活動の充実を図ります。(医療機関)

関係機関との連携を図り、休日及び夜間における歯科医療の確保を推進します。

(県、医療関係団体、医療機関)

口腔機能の向上が、障害者(児)、要介護高齢者等の社会生活の自立、疾患予防・介護予防、あるいは医療費・介護費の抑制にもつながることから、地域連携パスへの歯科医の関与や青森県歯科医師会等との連携を通じて、障害者(児)、要介護高齢介護者等に対する口腔ケアや摂食嚥下等のニーズに対応できる在宅歯科医療及び地域歯科保健活動の定着を目指します。

(県、医療関係団体、医療機関)

高度歯科医療の確保を図ります。(県、医療機関)

【達成目標】

在宅医療サービス実施の歯科診療所件数の増を目指します。

平成17年度117か所(平成17年度医療施設調査・病院報告)